

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
【告示】 ○ 指定通所支援の事業の廃止の届出 ○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 ○ 指定地域相談支援の事業の廃止の届出 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 【公告】 ○ 建設業法に基づく行政処分に係る聴聞の期日の変更 ○ 道路の位置の指定 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ " " ○ " " ○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了 【労働委員会】 ○ 平成六年岡山県地方労働委員会告示第二号の一部改正 【正誤】		指導監査室 " " 道路整備課 " 監理課 建築指導課 " " " 労働委員会		○ 土砂災害警戒区域の指定の正誤	
				防災砂防課	
				担当課（室）	

◎岡山県告示第五百五十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があつた。

令和三年十一月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

あそび王国津山沼事業所

2 所在地

津山市沼四五〇番地タウニーハイツB棟二〇一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

やる気スイッチ株式会社

2 主たる事務所の所在地

勝田郡勝英町豊久田三二七一番地五

三 廃止年月日

令和三年十一月八日

四 事業所番号

三三五〇三〇〇二五一

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第五百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

令和三年十一月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション そら

2 所在地

備前市日生町日生八〇三―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人浜っ子

2 主たる事務所の所在地

備前市日生町日生八〇三―一

三 廃止年月日

令和三年十一月三〇日

四 事業所番号

三三一一一〇〇二三八

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

◎岡山県告示第五百五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の二十五第二項の規定により、次の指定地域相談支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和三年十一月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

浜っ子相談支援事業所「海」

2 所在地

備前市日生町日生八〇三―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人浜っ子

2 主たる事務所の所在地

備前市日生町日生八〇三―一

三 廃止年月日

令和三年十一月三〇日

四 事業所番号

三三三三一〇〇〇二八

五 サービスの種類

地域移行支援、地域定着支援

◎岡山県告示第五百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年十一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 下鴨川上線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高梁市川上町上大竹字家ノ西ウエ一五〇七番地先から 高梁市川上町上大竹字中ガ迫一五二三番一地先まで	新	五・六〇 一八・〇	二一九・〇
高梁市川上町上大竹字家ノ西ウエ一五〇七番地先から 高梁市川上町上大竹字中ガ迫一五二三番一地先まで	旧	四・〇〇 一八・〇	二一九・〇

◎岡山県告示第五百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年十一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	下鴨川上線	高梁市川上町上大竹字家ノ西ウエ一五〇七番地先から 高梁市川上町上大竹字中ガ迫一五二二番一地先まで	令和三年十一月九日

令和3年11月9日 岡山県公報 第12343号

〔四六三〕令和三年十月二十六日付けで公告した建設業法（昭和二十四年法律第百号）に基づく行政処分に係る聴聞について、岡山県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成八年岡山県規則第二十一号）第三条第三項の規定により、次のとおり聴聞の期日を変更する。

令和三年十一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 変更前の聴聞の期日

令和三年十一月九日（火）午前十時から

二 変更後の聴聞の期日

令和三年十一月二十四日（水）午前十時から

〔四六四〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和三年十一月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第二〇二七号 令和三年十月二十 七日	浅口市鴨方町鴨方字惣道通一六〇六 番四、一六〇六番九、一六〇六番四 地先水路、一六〇六番九地先水路	四・〇一 四・〇二	二七・七〇
		四・七九 四・八〇	八六・六七

令和3年11月9日 岡山県公報 第12343号

〔四六五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十一月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音三因字上大明神五二四―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市西阿知町八二八―二ヴィオレッタ一〇三号室

江口 潤也

三 許可年月日及び許可番号

令和三年八月二十六日岡山県指令建指第一八五号

令和3年11月9日 岡山県公報 第12343号

〔四六六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字東田一三一五―二、一三一五―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市清音上中島一六〇―五シエロT&T二〇二

井上 雅博

井上 朋子

三 許可年月日及び許可番号

令和三年九月三日岡山県指令建指第一九六号

令和3年11月9日 岡山県公報 第12343号

〔四六七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井尻野字前田一三七五一、一三七七一、一三七八一、一三七八二

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者

倉敷市西中新田三二四一六

都和不動産株式会社

代表取締役 尾上 博之

三 許可年月日及び許可番号

令和三年九月十七日岡山県指令建指第二二二号

令和3年11月9日 岡山県公報 第12343号

〔四六八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和三年十一月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井尻野字前田一三七五―一、一三七七―一、一三七八―一、一三七八―二

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市西中新田三二四―六

都和不動産株式会社

代表取締役 尾上 博之

五 許可年月日及び許可番号

令和三年九月十七日岡山県指令建指第二二二号

◎岡山県労働委員会告示第三号

平成六年岡山県地方労働委員会告示第二号の一部を次のように改正する。

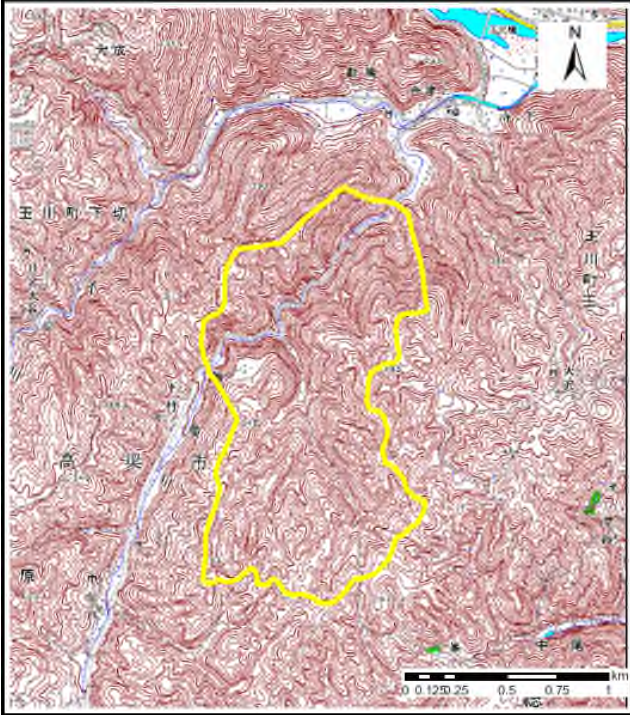
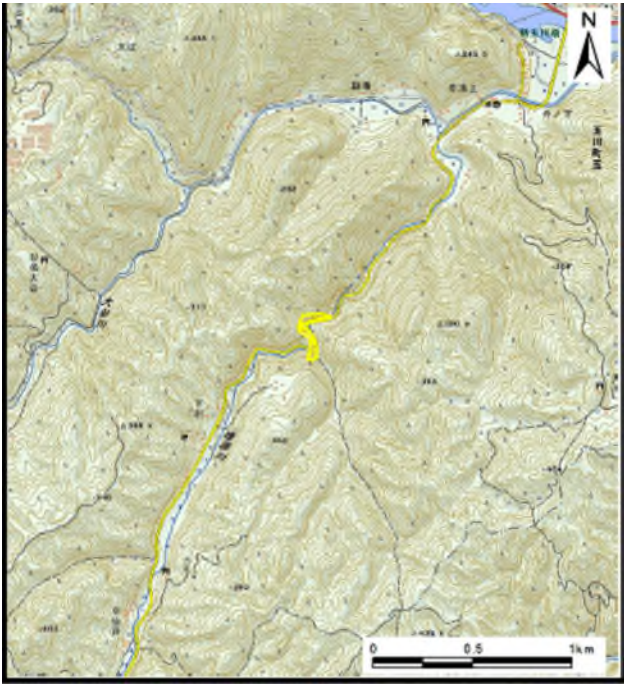
令和三年十一月九日

岡山県労働委員会

会長 西田和弘

表中「課長、」の下に「課長代理、」を加える。

〔二〕平成十九年二月二十日付け公布岡山県告示第七十九号（土砂災害警戒区域の指定）に誤りがあった。

頁・段・行 九十七・上・ 終わりから十 七	誤 二〇九D玉川町玉〇一二	正 二〇九D玉川町増原〇〇八
頁・段・行・ 項目 九十七・上・ 終わりから十 七・次の図の 二万五千分の 一の位置図	誤 	正 

九十七・上・ 終わりから十 七・次の図の 各ページの箇 所番号	209D玉川町玉012	209D玉川町増原008
九十七・上・ 終わりから十 七・次の図の 各ページの所 在地	高梁市玉川町玉	高梁市玉川町増原